

川崎市告示第497号

障害児通所支援事業所の指定の全部効力停止処分について

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第21条の5の24第1項第3号から第6号及び第11号に基づき、指定の全部の効力を停止しましたので、次のとおり告示します。

令和7年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 事業者名 | AHCグループ株式会社 |
| (2) 事業所名 | アプリ児童デイサービス高津ハウス |
| (3) 事業所所在地 | 川崎市高津区下作延5-9-1 |
| (4) 事業所番号 | 1455300291 |
| (5) サービス種類 | 指定放課後等デイサービス |
| (6) 処分内容 | 指定の全部の効力を6月停止 |
| (7) 処分期間 | 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで |